



河内長野市 自治安全部  
危機管理課作成

# 自主防災組織の設立

危機管理課 電話番号 0721-53-1111(自主防災組織担当まで)

# 自主防災組織設立のための必要書類

市役所へ次の4つを提出してください。

チェック

- ・自主防災組織設立届
- ・規約
- ・組織図
- ・自主防災組織 役員名簿
- ・主防災組織代表者及び連絡担当者名届

(案内や通知などの送り先が代表者でない場合、提出が必要です)

それぞれの様式は、メール、FAX等で送付します。

また、ホームページでもダウンロードいただけます。

- 提出書類を提出することで、設立となります。
- 自主防災組織が購入する、防災資機材の整備、または訓練の費用には助成金があります。

# 自主防災組織が設立されると

組織の活動に対する助成を受けることができます。

助成の種類 は2種類 世帯数による限度額があります。

## 育成事業

救助資機材や防災倉庫  
の購入に使用できます。

事業は最長5か年に分けること  
が出来るので、計画的な整備が  
可能です。

## 活動推進事業

勉強会、講演会、啓発ポスター  
やチラシの印刷代、防災診断  
や防災マップ作り

防災訓練の食材や消耗品  
の購入に使用できます。

事前協議が必要になりますので設立を計画する場  
合は、まず危機管理課へ連絡を



# 自主防災組織の活動について

- 設立後、訓練を行う場合は、

日程、内容、を決めて、危機管理課に相談してください。

日程の調整を終えてから、「まちづくり出前講座」に申し込むことで、訓練の受付完了となります。

訓練にかかる案内などの経費も含めて、予算の範囲内で助成を行うことが出来ます。(前年度に事前申請が必要)

合わせてご相談ください。

市内の自主防災組織は令和4年4月1日現在、66組織となっています。時期により日程が混み合うことがありますので、候補日をいくつか予定して、まずはお電話ください。

危機管理課 電話番号 0721-53-1111(自主防災訓練担当まで)